

令和元（平成31）年度 指定管理者の管理運営に対する評価シート

		施設番号	20
部	産業経済部	課	農業振興課

1. 指定概要

施設概要	名称	佐波江舟だまり		建設年	年（大規模修繕 年）	
	所在地	近江八幡市佐波江町		利用対象	全市 地域	
	設置目的	漁業振興及び公共の水域等の秩序の維持				
	規模	敷地面積5,701.6㎡（舟だまり施設（護岸、堤防、岸壁など）3,004.6㎡、泊地2,697.0㎡）				
	指定管理開始年度	平成18年				
指定管理者	名称	近江八幡漁業協同組合				
	所在地	近江八幡市長命寺町29-4				
指定管理業務の内容	①維持運営計画の策定に関する業務 ②施設の維持管理に関する業務 ③船舶等の施設利用の管理に関する業務 ④水域施設（航路、泊地）の管理に関する業務 ⑤施設の安全管理に関する業務 ⑥外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等の管理に関する業務 ⑦施設内の環境美化等のための管理に関する業務					
指定期間	平成31年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日（5年間）					
指定管理料	平29年度：0千円	平成30年度：0千円	令和元年（平31）年度：0千円	令和2年度：0千円（見込）		
利用料金制	採用している	選定方式	非公募（特例）	応募者数	*****	

2. 施設の設置目的の達成に関する取り組み【有効性】

		目標と具体的な取り組み(計画)	令和元(平成31)年度実績	担当課による検証
施設設置の目的達成状況	施設の維持管理業務	維持運営計画に基づく維持管理を行う ①外郭施設、係留施設、水域施設(航路、泊地)、輸送施設等の維持管理 ・日常点検等を行い施設利用に支障のない状態を保つ ②施設内の環境美化 ・陸域清掃、水域清掃、ごみ清掃	○維持管理 ・基本施設(護岸、堤防、岸壁)の点検を月1回実施 ・機能施設(施設内道路、駐車場用地、街路灯施設、信号灯)の点検を月1回実施 ・倉庫庇の蛍光灯交換 ○環境美化 ・駐車場及び通路、その他施設内の除草作業を実施 ・ごみの除去 ・港内の藻刈、浮草刈 ・台風後の清掃、倒木の処分	(よかったと評価できる事項)  (改善を要した事項と対応)  (課題)
	(サービスの運営業務) (施設の運営向上策)	維持運営計画に基づく運営業務を行う ①施設の使用許可等 ②利用料等の徴収 ③施設を利用する船舶等への指導	①プレジャーボート:10隻 漁船: ②プレジャーボートの利用料金を徴収した	(よかったと評価できる事項)  (改善を要した事項と対応)  (課題)
	(提案内容の実施業務) (自主事業) その他の業務			(よかったと評価できる事項)  (改善を要した事項と対応)  (課題)

施設設置の目的達成状況	(施設利用促進策)	施設の利用効率の維持向上 ①利用料滞納者への対応 ・督促を行い、悪質な利用者へは船の撤去を求める ②長期係留船や廃船への対応 ・船を使用する可能性がない場合は撤去を求める	平成31（令和元）年度は滞納者や長期係留船、廃船等無し	(よかったと評価できる事項)
				(改善を要した事項と対応)
				(課題)

3. 効率性の向上に関する取り組み【効率性】

	前年度実績	令和元（平成31）年度実績	(よかったと評価できる事項)
収支状況	■収入（1,020千円） プレジャーボート施設利用料 1,020千円 （8隻×120,000円+1隻×60,000円）	■収入（1,200千円） プレジャーボート施設利用料 1,200千円 （10隻×120,000円）	(よかったと評価できる事項)
			(改善を要した事項と対応)
			(課題)

4. 利用者の満足度調査等【有効性】

実施内容・時期	組合員が日常的に施設を利用しているため、利用者等へ声かけを行い、利用者のニーズを収集している
評価頂いている内容	
苦情・意見等	

5. 指定管理業務に関して、指定管理者から市への要望

なし
----

6. 指定管理者の自己評価コメント

組合員の生業に必要な施設であり、自己管理を行うことで効率的な管理ができている。指定管理者制度の活用により適切な施設管理ができている。

7. 所属の総括コメント

組合員の生業である漁業に利用する施設であることから効率的に維持管理を行うとともに、漁業を営む立場から湖面清掃等水環境などにも配慮されている。さらに港内の浮草刈などを実施し、航行の安全と環境保全に努めている。また、余剰部分でプレジャーボートの係留を許可・管理しており、プレジャーボートの不法係留の抑制につながっている。